

EEC ワークショップ 一問一答セッション ②「申し込み方法や手続きについて」

2018 年 8 月 10 日

EEC Workshop, One Question and One Answer Session Q②“Regarding the Application and Procedure”

August 10, 2018

	質問/Questions	メモ/Notes
1	<p>(申請手続き)</p> <p>(Q)EEC 事務局と BOI の役割の違いは何か？ 例えば EEC へ投資したい場合、企業はまずどこにコンタクトすればよいのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・EEC への進出を考えている企業であれば、まずは BOI にコンタクトしてほしい。 ・ただし IEAT 管理の工業団地に工場を有する企業は、IEAT 事務所でも EEC の追加恩典について相談可能。
2	<p>(申請資格)</p> <p>(Q)通常の BOI や IEAT の恩典を既に得ている企業の場合、EEC で得られる恩典はあるのか？ また、恩典が失効している企業の場合、EEC にて恩典を得られるのか？</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既に EEC 域内に投資し、BOI から恩典を得ている場合は、EEC としての追加恩典はない。

	質問/Questions	メモ/Notes
3	<p>(申請手続き)</p> <p>(Q) 歳入局が与える個人所得税の恩典に関して、EEC 法に基づいて EEC 内でのみ付与されるのか？例えば手続きとして、EEC 事務局にて許可を得てから歳入局にて恩典申請をしなければならぬのか？</p>	<p>・歳入局の恩典を受けるためには、BOI の恩典の対象となることが前提。BOI の恩典対象となった後で、歳入局に対して恩典申請をする。</p> <p>・注意点としては、個人所得税が最初に源泉徴収される前に歳入局に申請しなければ個人所得税の恩典(17%税率)を受けることができなくなってしまうため、BOI 恩典の対象となったら速やかに各県にある歳入局の出先機関で手続きを行ってほしい。</p>
4	<p>(申請資格)</p> <p>(Q) EEC 恩典を得るには、実習生を一定数受け入れる必要があると認識している。どのように教育センターにコンタクトすればよいのか？現時点で実施している企業はあるか？</p>	<p>・実習生を受け入れる際には、EEC 事務局にてパートナーとなりうる機関やプログラムを紹介することも可能と思料。しかし、本件についても、まずは BOI に相談して欲しい。</p>

	質問/Questions	メモ/Notes
5	<p>(申請手続き)</p> <p>(Q)EEC へ投資をすることでワークパーミット(WP)やビザに関する特典は与えられるのか？ 例えば EEC 事務局からレターをもらうことで WP を得られるなど。</p>	<p>・ワークパーミット(WP)やビザについては、現在あるスマートビザ(後述)以外、特に付け加えるものはなし。また、留意点としてスマートビザは EEC に限定されている訳ではなく、タイ全土で申請することが可能である。</p> <p>・本件で要望がある場合は、BOI や EEC 事務局に相談してほしい。順次法律改正等で修正する用意はある。</p>
6	<p>(スマートビザ申請)</p> <p>(Q)スマートビザ申請のための給与水準が高いと聞いている。(20 万 THB/月)本件の改善の計画はあるか？</p>	<p>・現在、給与 20 万バーツ/月の条件が課されていることに関しては、手当や補助金なども証拠書類を提出することで給与に含まれるよう変更を検討している。</p> <p>・また本件に関しては、バンコク日本人商工会議所(JCC)からも改善要望が出されており、意見を取り入れて、水準を引き下げる方向で検討したい。</p> <p>・さらに、スマートビザでの特例として、定年退職した技術者のスマートビザ申請に関しては条件より低い給与、または特別条件の下で申請を可能にすることも検討している。ボランティアでタイに来る技術者を対象に含めることも検討されている。</p>

EEC ワークショップ 一問一答セッション ②「申し込み方法や手続きについて」

2018 年 8 月 10 日

EEC Workshop, One Question and One Answer Session Q②“Regarding the Application and Procedure”

August 10, 2018

	質問/Questions	メモ/Notes
7	<p>(規制緩和)</p> <p>(Q)外国人事業法リスト2～3は、BOIとIEATが認めた場合、外資100パーセントでの出資が可能になる。EEC法の下でも、EEC事務局が同様の権限を持つのか？その場合、どのような事業が開放されるのか？</p>	<p>・特段新たに開放する予定はない。</p>
8	<p>(特定産業競争力強化法の対象について)</p> <p>(Q)本件の恩典対象となる事業について、申請の条件は何か？特に、研究開発や人材開発事業に与えられるタイ政府の基金にはどうアクセスすればよいのか？</p>	<p>・対象となるものは、10のターゲット産業である。加えて、高度教育機関も将来的に追加を検討している。</p> <p>・また、高度技術を利用し、社会経済広範に影響を与えることも申請条件となっている。</p> <p>・言及された基金を利用するためには、BOIに相談し、面談が必要となる。</p>

EEC ワークショップ 一問一答セッション ②「申し込み方法や手続きについて」

2018 年 8 月 10 日

EEC Workshop, One Question and One Answer Session Q②“Regarding the Application and Procedure”

August 10, 2018

	質問/Questions	メモ/Memo
9	<p>(人材に対する恩典)</p> <p>(Q)スマートビザ以外に、高度人材(例:専門家)確保にむけて検討している恩典はあるか? ビザの面から BOI と EEC 事務局に。また個人所得税減免の点から歳入局に伺いたい。</p>	<p>・現在検討はしていない。(問 5 で既述のとおり)本件に関しては、スマートビザ以外は検討していない。</p>
10	<p>(EEC 法施行)</p> <p>(Q)EEC 法の具体的な運営についての告示や施行細則はどの時期にいくつ発表される予定なのか?</p>	<p>・現在、発表を準備中の告示が 28 個ある。今後 30 日以内に、重要な告示がまず発表される予定ではある。しかし、(28 個という)数と量を考慮すると、全ての告示が 30 日以内に発表されるかは未定である。</p> <p>(参考)その後、EEC 事務局ウェブサイトにて、告示は 10 月を目途に公表される旨記載あり。</p>

	質問	メモ
11	<p>(日系企業にとってポテンシャルが高い産業)</p> <p>(Q) 今までで特に日系企業が投資している分野はあるか？また、タイ政府が日系企業に最も投資を期待している分野は何か？</p> <p>また、これまでの日系企業による EEC 内の投資プロジェクト実施例を挙げてほしい。その際の投資家にとっての課題は何だったのか？</p>	<p>・10 のターゲット産業の中でも、特に 5 つの新産業(バイオ、デジタル、医療ハブ、ロボット関連、航空産業)をぜひ誘致したい。</p> <p>・BOI は細かい手続を管轄し、EEC 事務局は大きな方向性を描くのが任務。例えば、ドローンの開発をしたい日系企業があるとする。このような新しい分野に関しては、単に恩典を付与するだけでは不十分である。ドローンの国内飛行に係る法律にも目を向ける必要がある(改正など)。それ故、EEC 事務局は新産業を受け入れるため広い視野をもち、関連法の改正にも対応したい。こうした連携で投資環境を改善し、日系企業がターゲット産業に、より多く投資してくれることを期待している。</p>